## 農地・丘陵地景観ゾーンの景観形成基準（建築物）

（「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」より抜粋）

### （1）配慮事項

| 配慮事項 | |
|---|---|
| **配置** | □ とことこ景観資源と調和させる。 |
| | □ 現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最小限にとどめる。 |
| | □ 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。 |
| **外壁・屋根等** | □ 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 |
| | □ 外壁・屋根等の素材等は、周辺のみどりと調和させる。 |
| | □ 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みやみどりとの連続性をつくる。 |
| **屋外設備等** | □ 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。 |
| **外構・植栽** | □ 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。 |
| | □ 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。 |
| **屋外広告物** | □ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。 |
| **照明** | □ 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。 |
| **色彩** | □ みどり等の景観資源となじむよう、穏やかなやすらぎの感じられる色彩とする。 |
| | □ 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりと調和させる。 |
| | □ 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。 |
| | □ 商業系建築物、工業・産業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。 |

※とことこ景観資源

所沢らしい良好な景観の形成に資する建築物、工作物、樹木、眺望や市民活動等について、市長が指定したもの

**■景観づくりのイメージ**

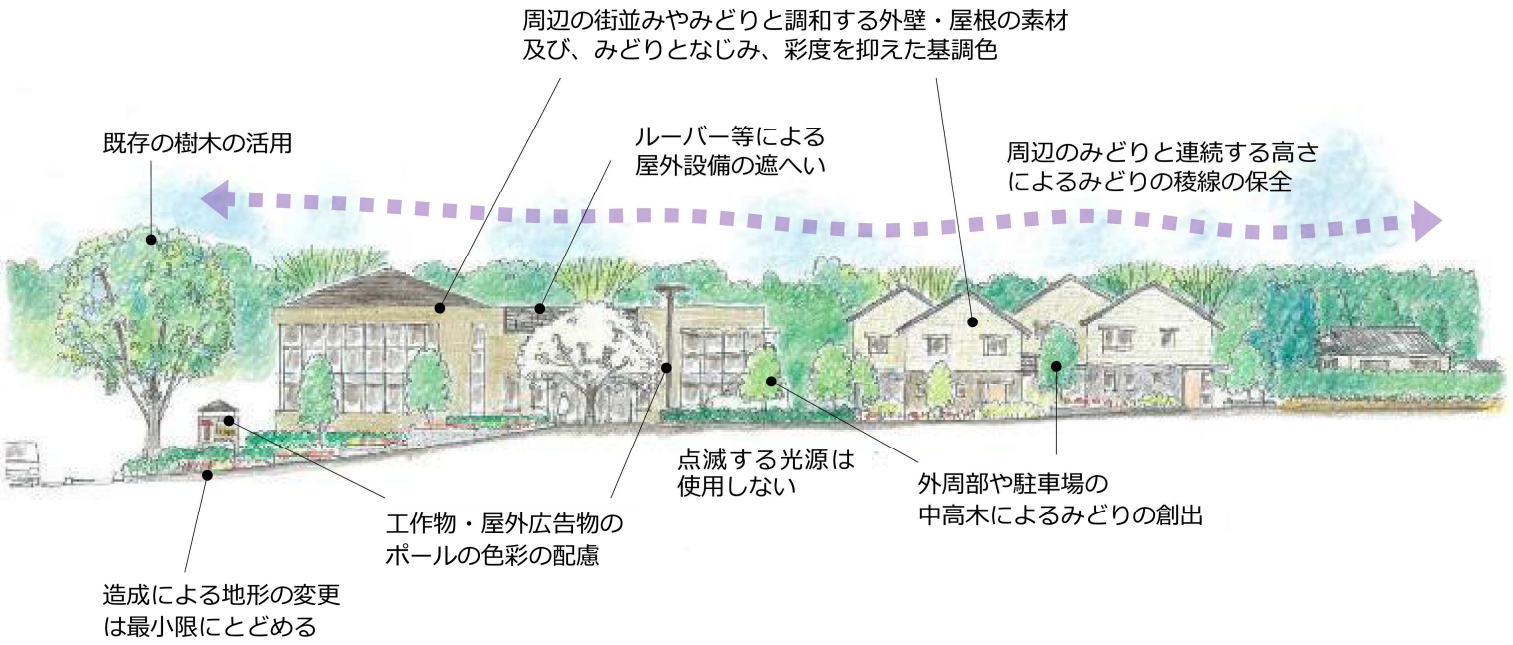

## （２）色彩基準

| 色彩基準（農地・丘陵地景観ゾーン） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項　目 | | 色　相 | 明　度 | 彩　度 |
| 外壁等 | 基調色 | **0R（10RP）～5.0Y** | 4 以上 8.5 以下 | 3 以下 |
| | | **その他の有彩色** | 4 以上 8.5 以下 | 2 以下 |
| | | **無彩色（N）** | 4 以上 8.5 未満 | ― |
| | 補助色 | **0R（10RP）～5.0YR**（5.0YR は含まない） | 3 以上 8.5 未満の場合 | 4 以下 |
| | | | 8.5 以上の場合 | 1.5 以下 |
| | | **5.0YR～5.0Y** | 3 以上 8.5 未満の場合 | 6 以下 |
| | | | 8.5 以上の場合 | 2 以下 |
| | | **その他の有彩色** | 3 以上 8.5 未満の場合 | 2 以下 |
| | | | 8.5 以上の場合 | 1 以下 |
| | | **無彩色（N）** | 3 以上 9 未満 | ― |
| | 強調色 | 自　由 | | |
| 屋根 | | **0YR（10R）～5.0Y** | 6 以下 | 3 以下 |
| | | **その他の有彩色** | | 1 以下 |
| | | **無彩色（N）** | | ― |

### ■外壁等の色彩面積比の考え方

**〇基調色**

外壁等の各面の**４/５以上**（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を含む。）は、基調色の基準に適合した色彩とする。

**〇補助色**

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の**１/５以下**で、補助色の基準に適合した色彩とする。

**〇強調色**

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の**１/２０以下**で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、**１/５以下**とする。

### ■屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。